



平成 25 年 6 月 13 日

各位

不動産投資信託証券発行者名 トップリート投 資 法 人
代 表 者 名 執行役員 乗 松 順 平
 (コード番号:8982)

資 産 運 用 会 社 名 トップリート・アセットマネジメント株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 遠 藤 晋 民
問 合 せ 先 取締役財務部長 大 橋 周 作

TEL. 03-3243-2181

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

トップリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会におきまして、下記のとおり、規約変更及び役員選任に関し、平成 25 年 7 月 25 日に開催予定の本投資法人の第 5 回投資主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は当該投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約変更の内容及び理由について

(1) 第5条第2項関連

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）に定める投資法人に係る課税の特例の適用を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内において行われていることに関する要件を定める租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。）の規定が改正されたことに対応するため、必要な字句の修正を行うものであります。

(2) 第8条第2項、第38条関連

投資法人の資本政策手段の多様化の措置を講ずるための投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。）の改正が成立したことから、新たに規約を変更することなく、投資主との合意により投資口を有償で取得することが可能となるよう、当該改正法が施行されることを条件として、自己投資口の取得に関する規定を新設するものであります。

(3) 第20条第3項関連

補欠役員の選任に係る決議の効力を有する期間に関し、原則として被補欠者である執行役員又は監督役員の任期と一致させるため、規定を新設するものであります。

(4) 別紙3 関連

本投資法人が資産運用会社に支払う運用報酬のうち、規約別紙３「資産運用会社に対する資産運用報酬」第１項において規定される運用報酬Ⅰ及び第２項において規定される運用報酬Ⅱについて、一定の範囲内で減額することを可能とするため、これらの料率を、現行の料率から、本投資法人の役員会の承認を経た上で、現行の料率を上限とする範囲内で決定した料率と変更するものであります。

(5) その他

上記の他、条文の整備、表現の変更及び明確化、字句の修正等を行うものであります。

(規約の変更の詳細については、添付の「第5回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任について

執行役員1名（乗松 順平）及び監督役員2名（栗林 康幸・常山 邦雄）は、平成25年7月31日をもって任期満了となりますので、平成25年7月25日に開催される本投資法人の投資主総会におきまして、執行役員1名及び監督役員2名の選任について、議案を提出いたします。

また、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名を選任いたします。

（1）執行役員候補者

佐原 純一（新任）

（2）監督役員候補者

栗林 康幸（重任）

常山 邦雄（重任）

（3）補欠執行役員候補者

遠藤 晋民（重任）

大橋 周作（新任）

（役員選任の詳細については、添付の「第5回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

3. 投資主総会等の日程

平成25年6月13日 第5回投資主総会提出議案承認役員会

平成25年7月9日 第5回投資主総会招集ご通知の発送（予定）

平成25年7月25日 第5回投資主総会（予定）

<添付資料>

- ・参考資料 第5回投資主総会招集ご通知

以 上

※ 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.top-reit.co.jp/>

投資主各位

平成25年7月9日

東京都中央区八重洲一丁目3番7号
トゥーリート投資法人
執行役員 乗松 順平
(コード番号 8982)

第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第5回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成25年7月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、規約において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：平成25年7月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所：東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 3階「Room 1 + 2 + 3」
※開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は末尾の投資主総会会場ご案内図
をご参照の上、お間違いのないようお願い申し上げます。

3. 投資主総会の目的である事項

決 議 事 項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員2名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件

以上

【お願い】

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【ご案内】

- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本通知を発出した日から投資主総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.top-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎当日は、投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるトップリート・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定であります。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 第 5 条第 2 項関連

租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）に定める投資法人に係る課税の特例の適用を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内において行われていることに関する要件を定める租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）の規定が改正されたことに対応するため、必要な字句の修正を行うものであります。

(2) 第 8 条第 2 項、第38条関連

投資法人の資本政策手段の多様化の措置を講ずるための投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）の改正が成立したことから、新たに規約を変更することなく、投資主との合意により投資口を有償で取得することが可能となるよう、当該改正法が施行されることを条件として、規定を新設するものであります。

(3) 第20条第 3 項関連

補欠役員の選任に係る決議の効力を有する期間に関し、原則として被補欠者である執行役員又は監督役員の任期と一致させるため、規定を新設するものであります。

(4) 別紙 3 関連

本投資法人が資産運用会社に支払う運用報酬のうち、規約別紙 3「資産運用会社に対する資産運用報酬」第 1 項において規定される運用報酬Ⅰ及び第 2 項において規定される運用報酬Ⅱについて、一定の範囲内で減額することを可能とするため、これらの料率を、現行の料率から、本投資法人の役員会の承認を経た上で、現行の料率を上限とする範囲内で決定した料率と変更するものであります。

(5) その他

上記の他、条文の整備、表現の変更及び明確化、字句の修正等を行うものであります。

2. 変更の内容

現行規約の一部を下記変更案のとおり改めようとするものであります。

(変更箇所は下線の部分であります。)

現 行 規 約	変 更 案
第5条（発行可能投資口総口数等） 1. (記載省略) 2. 本投資法人が<u>発行する投資口</u>の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。<u>なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。以下「租税特別措置法」という。）第67条の15（以下「投資法人の課税の特例」という。）に定める、投資口に係る募集が主として国内で行われていることに関する要件について改正があった場合は、当該改正後の条項に沿って本項を読み替えるものとする。</u> 3. (記載省略)	第5条（発行可能投資口総口数等） 1. (現行どおり) 2. 本投資法人の<u>投資口</u>の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。 3. (現行どおり)
第8条（<u>投資主の請求による投資口の払戻し</u>） 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない。 (新設)	第8条（投資口の払戻し、<u>自己投資口の取得</u>） 1. 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない。 2. 本投資法人は、<u>投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができる。</u>
第9条（招集） 1. (記載省略) 2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合の<u>ほか</u>、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名が、役員会の承認を得て招集する。 3. (記載省略)	第9条（招集） 1. (現行どおり) 2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を<u>除き</u>、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名が、役員会の承認を得て招集する。 3. (現行どおり)
第11条（決議） 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合の<u>ほか</u>、出席した投資主の議決権の過半数をもって行う。	第11条（決議） 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を<u>除き</u>、出席した投資主の議決権の過半数をもって行う。

現 行 規 約	変 更 案
第16条（基準日） 1. （記載省略） 2. 前項の<u>ほか</u>、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告して、一定の日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき者としてすることができる。	第16条（基準日） 1. （現行どおり） 2. 前項の<u>規定にかかわらず</u>、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告して、一定の日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき者としてすることができる。
第20条（役員の選任及び任期） 1. ～ 2. （記載省略） （新設）	第20条（役員の選任及び任期） 1. ～ 2. （現行どおり） 3. <u>補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会（当該投資主総会において被補欠者である役員が選任されなかった場合には、被補欠者である役員が選任された直前の投資主総会）において選任された被補欠者である役員の任期が満了する時までとする。ただし、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</u>
第23条（招集及び議長） 1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合の<u>ほか</u>、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名が招集し、その議長となる。 2. （記載省略）	第23条（招集及び議長） 1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を<u>除き</u>、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名が招集し、その議長となる。 2. （現行どおり）
第24条（決議） 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合の<u>ほか</u>、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	第24条（決議） 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を<u>除き</u>、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
第28条（会計監査人の任期） 1. （記載省略） 2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなす。	第28条（会計監査人の任期） 1. （現行どおり） 2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなす。

現 行 規 約	変 更 案
第32条（借入金及び投資法人債発行の限度額等） 1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことができる。なお、資金を借り入れる場合は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（投資法人の課税の特例に規定される機関投資家に限る。）からの借入れに限るものとする。 2. ～ 4. （記載省略）	第32条（借入金及び投資法人債発行の限度額等） 1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことができる。なお、資金を借り入れる場合は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）第67条の15（以下「投資法人の課税の特例」という。）</u>に規定される機関投資家に限る。）からの借入れに限るものとする。 2. ～ 4. （現行どおり）
第34条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 (1) 利益の分配 ① 本投資法人の利益の金額（以下「分配可能金額」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い計算される金額とする。 ② （記載省略） (2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、<u>社団法人投資信託協会</u>（以下「<u>投信協会</u>」という。）の規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、上記の場合において、分配金額が投資法人の課税の特例に規定される要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。 (3) ～ (5) （記載省略）	第34条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 (1) 利益の分配 ① 本投資法人の利益の金額（以下「分配可能金額」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準・慣行</u>に従い計算される金額とする。 ② （現行どおり） (2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、<u>一般社団法人投資信託協会</u>（以下「<u>投信協会</u>」という。）の規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、上記の場合において、分配金額が投資法人の課税の特例に規定される要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。 (3) ～ (5) （現行どおり）

現 行 規 約	変 更 案
(新設) (新設)	<u>附則</u> <u>第38条（改正の効力発生）</u> <u>本規約第8条第2項の新設については、投資法人が自己の投資口を取得することができる場合として、新たに、予め規約にその旨を定めた場合を追加する投信法の改正の施行日から有効となるものとする。なお、自己の投資口の取得に別途の規約の定めが必要となる場合は、当該改正後の投信法の規定に沿って第8条第2項の規定を読み替えるものとする。</u>
別 紙 2 資産評価の方法、基準及び基準日 1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資法人計算規則、投信協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。 (1) (記載省略) (2) 不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権を信託する信託の受益権 信託財産が前号に掲げる資産の場合は、前号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。 (3) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産の構成資産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該金銭の信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。	別 紙 2 資産評価の方法、基準及び基準日 1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資法人計算規則、投信協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準・慣行</u>に従い、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。 (1) (現行どおり) (2) 不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権を信託する信託の受益権 信託財産が前号に掲げる資産の場合は、前号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準・慣行</u>に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。 (3) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産の構成資産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準・慣行</u>に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該金銭の信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。

現 行 規 約	変 更 案
(4) 不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が前各号に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これら合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価する。 (5) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産である匿名組合出資持分について前号に従った評価を行い、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。 (6) (記載省略) (7) (記載省略) (8) デリバティブ取引に係る権利 ① 取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務 当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。 ② 取引所の相場がないデリバティブ取引により生じる債権及び債務 市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。	(4) 不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が前各号に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準・慣行</u>に従った評価を行った上で、これら合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価する。 (5) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産である匿名組合出資持分について前号に従った評価を行い、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準・慣行</u>に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。 (6) (現行どおり) (7) (現行どおり) (8) デリバティブ取引に係る権利 ① <u>金融商品</u>取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務 当該<u>金融商品</u>取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。 ② <u>金融商品</u>取引所の相場がないデリバティブ取引により生じる債権及び債務 市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。

現 行 規 約	変 更 案
③ 上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに、金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。 (9) 金銭の信託の受益権 投資運用する資産の種類に応じて、前各号及び次号に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該金銭の信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。 (10) その他 上記に定めがない場合は、投信法、投信協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額により評価する。 2. (記載省略) (1) (記載省略) (2) 不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が前号に掲げる資産については前号に従った評価を、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。 3. (記載省略)	③ 上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準・慣行</u>により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに、金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。 (9) 金銭の信託の受益権 投資運用する資産の種類に応じて、前各号及び次号に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準・慣行</u>に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該金銭の信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。 (10) その他 上記に定めがない場合は、投信法、投信協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準・慣行</u>により付されるべき評価額により評価する。 2. (現行どおり) (1) (現行どおり) (2) 不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が前号に掲げる資産については前号に従った評価を、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準・慣行</u>に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。 3. (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
別 紙 3 資産運用会社に対する資産運用報酬 (記載省略) 1. 運用報酬Ⅰ (1) 本投資法人の直前の決算期の翌日から3か月目の末日までの期間（以下「計算期間Ⅰ」という。）及び計算期間Ⅰの末日の翌日から決算期までの期間（以下「計算期間Ⅱ」という。）毎に、本項第2号又は第3号に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に以下の料率を乗じた金額（1年365日として当該計算期間の実日数により日割計算。1円未満切捨て。）とする。 ・総資産額1,500億円以下の部分に対して、年率0.3% ・総資産額1,500億円超の部分に対して、年率0.2% (2)～(4) (記載省略) 2. 運用報酬Ⅱ (1) 本投資法人の当該営業期間における経常キャッシュフロー（本投資法人の損益計算書における運用報酬Ⅱ控除前の経常損益に減価償却費及び繰延資産償却額を加えて、特定資産の売却損益及び評価損益（特別損益の部に計上されるものを除く。）を差し引いた金額とする。）に5.0%を乗じた金額（1円未満切捨て）とする。 (2) (記載省略) 3. 運用報酬Ⅲ (記載省略)	別 紙 3 資産運用会社に対する資産運用報酬 (現行どおり) 1. 運用報酬Ⅰ (1) 本投資法人の直前の決算期の翌日から3か月目の末日までの期間（以下「計算期間Ⅰ」という。）及び計算期間Ⅰの末日の翌日から決算期までの期間（以下「計算期間Ⅱ」という。）毎に、本項第2号又は第3号に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に以下の料率を乗じた金額（1年365日として当該計算期間の実日数により日割計算。1円未満切捨て。）とする。<u>ただし、本投資法人の役員会の承認を経た上で、以下の料率を上限とする範囲内で決定した料率とすることができる。</u> ・総資産額1,500億円以下の部分に対して、年率0.3% ・総資産額1,500億円超の部分に対して、年率0.2% (2)～(4) (現行どおり) 2. 運用報酬Ⅱ (1) 本投資法人の当該営業期間における経常キャッシュフロー（本投資法人の損益計算書における運用報酬Ⅱ控除前の経常損益に減価償却費及び繰延資産償却額を加えて、特定資産の売却損益及び評価損益（特別損益の部に計上されるものを除く。）を差し引いた金額とする。）に5.0%を乗じた金額（1円未満切捨て）とする。<u>ただし、本投資法人の役員会の承認を経た上で、上記の料率を上限とする範囲内で決定した料率とすることができる。</u> (2) (現行どおり) 3. 運用報酬Ⅲ (現行どおり)

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員乗松順平は、平成25年7月31日をもって任期満了となりますので、平成25年8月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、執行役員の任期は、規約第20条第2項の規定により、選任される平成25年8月1日より2年間とします。

なお、本議案は、平成25年6月13日開催の役員会において、監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

執行役員候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職	所有する本 投資法人の 投資口数
佐 原 純 一 (昭和27年4月21日)	昭和50年4月 三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社） 入社 平成10年3月 同 横須賀支店長 平成11年12月 同 札幌支店長 平成12年4月 （中央信託銀行株式会社と三井信託銀行株式会社の合併により）中央三井信託銀行株式会社 札幌支店長 平成13年5月 同 横浜駅西口支店長 平成16年4月 同 本店営業第二部長 平成19年5月 同 常勤嘱託（人事部） 平成19年6月 同 監査役 平成23年6月 中央三井信用保証株式会社 代表取締役社長 平成24年4月 三井住友トラスト保証株式会社 代表取締役社長 平成25年6月 同 顧問（現任） 平成25年7月 トップリート・アセットマネジメント株式会社 顧問（現任）	0口

注：上記執行役員候補者が執行役員として選任された場合には、執行役員就任日の前日をもってトップリート・アセットマネジメント株式会社の顧問を退任する予定であります。

注：上記候補者は、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。）第123条に規定される資産運用会社の利害関係人等である三井住友トラスト保証株式会社（三井住友信託銀行株式会社の100%出資子会社）の顧問であります。

注：候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠執行役員2名選任の件

補欠執行役員遠藤晋民及び村田耕治の両名の選任に係る決議は、本投資主総会の開始の時をもって効力を失うことから、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠執行役員2名の選任をお願いするものであります。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、遠藤晋民を第一順位、大橋周作を第二順位とします。

なお、本議案は、平成25年6月13日開催の役員会において、監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

補欠執行役員候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職	所有する本 投資法人の 投 資 口 数
1	遠 藤 晋 民 (昭和31年3月7日)	昭和53年4月 住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社） 入社 平成13年10月 同 不動産営業部 次長 平成14年6月 同 不動産情報開発部 副部長 平成16年4月 同 不動産管理部長 平成18年4月 同 不動産情報開発部長 平成19年6月 トップリート・アセットマネジメント株式会社 出向 取締役 平成19年7月 同 代表取締役社長（現任） 平成19年10月 本投資法人執行役員	0口
2	大 橋 周 作 (昭和40年1月29日)	平成4年4月 王子製紙株式会社 入社 平成20年6月 同 経営管理本部財務部 マネージャー 平成24年10月 （王子製紙株式会社の持株会社制移行に伴う会社分割により）王子マネジメントオフィス株式会社 移籍 グループ管理本部財務部 マネージャー 平成24年10月 王子不動産株式会社 出向 業務管掌役員付主幹 平成24年10月 トップリート・アセットマネジメント株式会社 出向 財務部長 平成24年11月 同 取締役財務部長（現任）	0口

注：上記候補者の遠藤晋民は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているトップリート・アセットマネジメント株式会社の代表取締役であり、大橋周作は同社の取締役であります。その他、各候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員栗林康幸及び常山邦雄の両名は、平成25年7月31日をもって任期満了となりますので、あらためて平成25年8月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案において、監督役員の任期は、規約第20条第2項の規定により、選任される平成25年8月1日より2年間とします。

監督役員候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職	所有する本投資法人の投資口数
1	栗林 康 幸 (昭和37年12月14日)	平成4年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 由本・高後・森法律事務所所属弁護士 平成9年6月 米国ニューヨーク市クデール・ブラザーズ法律事務所アソシエイト弁護士 平成9年12月 米国ニューヨーク州弁護士登録（現在まで） 平成11年6月 栗林法律事務所（米国クデール・ブラザーズ法律事務所との特定共同事業）弁護士 平成12年12月 田中・高橋法律事務所所属弁護士 平成13年5月 ユーワパートナーズ法律事務所パートナー弁護士 平成15年2月 シティユーワ法律事務所パートナー弁護士（現任） 平成17年10月 本投資法人監督役員（現任）	0口
2	常 山 邦 雄 (昭和22年11月5日)	昭和48年10月 辻監査法人（合併して、旧みすず監査法人）勤務 昭和55年9月 武蔵監査法人（合併して、現新日本有限責任監査法人）勤務 昭和57年3月 常山公認会計士事務所開業 常山公認会計士事務所所長（現任） 昭和63年4月 常山邦雄税理士事務所開業 常山邦雄税理士事務所所長 平成17年10月 本投資法人監督役員（現任） 平成24年3月 税理士法人常山総合会計事務所設立 税理士法人常山総合会計事務所社員（現任） 平成24年6月 黒田電気株式会社（社外）取締役（現任）	0口

注：各候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人の規約第15条第1項に規定する「みなし賛成」の定めは適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以上

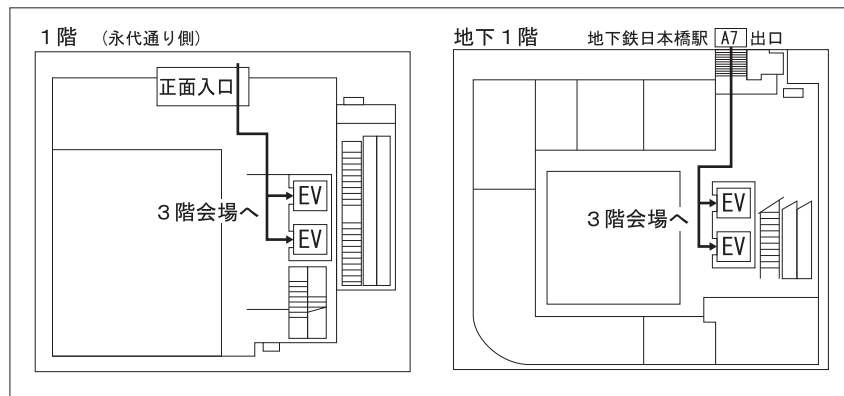
[illegible]

投資主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 3階「Room 1 + 2 + 3」
電 話 03-3548-3770



交通のご案内 「日本橋駅」地下鉄 東京メトロ東西線・銀座線、都営浅草線 A7出口直結
「東京駅」JR線、地下鉄 東京メトロ丸ノ内線 八重洲北口徒歩5分



EV: エレベーター
→: 経路